

栃木県新規就農者育成方針

令和 4 年 4 月
栃木県農政部

第 1 新規就農者の確保に向けた課題、目標

(1) 課題

本県の販売農家数は平成 12 (2000) 年には 65,042 戸だったが、令和 2 (2020) 年には 32,008 戸と半数以下に減少している。

また、基幹的農業従事者数は、令和 2 (2020) 年には 42,855 人と平成 12 (2000) 年と比較して約 6 割にまで減少し、平均年齢は 67.3 歳と 5.5 歳上昇し、65 歳以上の割合が約 7 割を占めるなど農業従事者の減少と高齢化が一層進んでいる。

このような中、人口減少やグローバル化など時代の変化に対応しながら、本県農業の持続的な発展を図るためには、「農」に関心のある若者を県内外・農内外から幅広く呼び込み、就農に向けた研修等を支援し、新規就農者を確保するとともに、地域の農業をけん引するより多くの人材を育成していく必要がある。

(2) 目標

関係機関・団体が一丸となって新規就農者の確保育成を推進することで、若者をはじめとする多様な人材が本県を就農地として選び、活躍できる「就農環境日本一」を構築する。

新規就農者を 5 年間(令和 3～7 年)で 1900 人、うち青年新規就農者を 1600 人確保する。

第 2 新規就農者に対するサポート内容

就農意欲喚起	
就農・移住相談対応、就農相談会の開催	【就農相談】 <ul style="list-style-type: none">・新規就農相談会を年 4 回程度開催 (アグリプラザ・(公財) 栃木県農業振興公社) する。・随時、(公財) 栃木県農業振興公社で就農に向けた相談を受け付ける。オンラインでの相談も実施する。・就農希望地を所管する県農業振興事務所にて就農相談を受け付ける。 【移住相談】 <ul style="list-style-type: none">・栃木県地域振興課では、定期的に、各種移住セミナーの開催や全国大規模フェア等へ出展し、移住相談を受け付ける。・東京交通会館内にある「とちぎ暮らし・しごと支援センター」では、移住相談員が常駐し、移住に係る相談を受け付ける。オンラインでの相談も実施する。
就農体験ツアー・インターンシップの実施	・インターンシップ等を実施するとともに (公財) 栃木県農業振興公社の HP (http://www.tochigi-agri.or.jp/index.html) で県内各地の取組を紹介する。
ホームページ、パンフレット等での情報提供	・(公財) 栃木県農業振興公社 HP にて、就農相談会や県内の就農情報を提供する。
その他	<ul style="list-style-type: none">・栃木県農業士会、栃木県女性農業士会では、就農希望者等を対象として農場を公開する「とちぎオープンファーム」を県内各地に設置する。・(公財) 栃木県農業振興公社 HP にて、新規参入者のインタビュー動画を配信する。

就農前の支援	
研修の実施（生産技術・農業経営の研修、研修先とのマッチング等）	<ul style="list-style-type: none"> ・市町農業公社、農協、市町協議会等が行う県認定研修機関（現在10機関）により、研修を実施する。 ・栃木県農業大学校にて、農業に関する専門性の高い知識や技術の習得に向けた実践的な教育を行う。高卒後の2年過程である「農業生産学部」及び次代の本県の中核を担ういちごの農業経営者を育成する「農業経営学部 いちご学科」では社会人を含めて受け入れを行う。 また、就農準備校「とちぎ農業未来塾」にて基礎研修及び専門研修の受講受け入れを行う。（例年冬季に募集、4月より通年開講） ・「就農希望者受入プログラム」を策定している産地では、就農希望者への研修や就農後のサポートを担う「とちぎ農業マイスター」を設置し、円滑な就農を支援する。
就農に向けたサポート（就農相談窓口の設置、就農先の紹介、マッチング等）	<ul style="list-style-type: none"> ・就農希望地の各地区県農業振興事務所にて就農全般、就農計画作成の相談ができる。関係市町、関係市町農業委員会、関係市町農業公社、関係農業協同組合等と連携して支援する。
農地、施設・機械のあっせん、営農資金の相談等	<p>【農地】</p> <p>研修機関中に、研修機関が各市町農業関係課、各市町農業公社と連携し、農地の確保を支援する。</p> <p>【施設・機械】</p> <p>経営を休止した農業者等から継承した中古施設や農業機械等の修繕に要する経費の一部を助成する「経営資源有効活用リフォーム支援事業」（別途要詳細確認）がある。</p> <p>【営農資金相談】</p> <p>各市町、各地区県農業振興事務所、日本政策金融公庫・農協等と連携し、相談を受け付ける。</p>
販路確保、販路開拓に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・研修期間中に各農業協同組合生産部会への加入等を支援する。
生活に関わる支援（住居のあっせん・手当、研修手当、子育て支援等）	<p>【住居】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移住定住促進サイトベリーマッチとちぎ内にて市町の空き家情報を掲載する。
就農後の定着・経営発展に向けた支援	
就農後の生産技術・経営力向上のための指導、研修	<ul style="list-style-type: none"> ・関係県農業振興事務所が新規就農者に対して経営・技術情報の提供や指導を行う。集合研修や巡回指導を受けられる。 ・就農指導協力員の就農指導を受けることも可能。 ・農業従事経験が概ね3年以上かつ45歳までの方に向けた研修として「とちぎ農業ビジネススクール」を開講し、経営の高度化を支援する。 ・青少年クラブ協議会（4Hクラブ）では、経営改善のためのセミナーや、研究活動を実施する。
規模拡大に向けた農地、施設・機械のあっせん、営農資金の相談等	<p>【農地】</p> <p>栃木県農地中間管理機構（（公財）栃木県農業振興公社）及び（一社）栃木県農業会議、各市町農業関係課、各市町農業公社にて相談できる。</p> <p>【施設・機械】</p> <p>県では経営を打ち切った農業者等のから継承した施設や農業機械等の修繕に要する経費の一部を助成する事業「経営資源有効活用リフォーム支援事業」（別途要詳細確認）がある。</p> <p>また、施設、機械等の就農支援情報の提供を行う。</p>

	<p>【営農資金相談】 各市町、各地区県農業振興事務所、日本政策金融公庫・農協等で相談を受け付ける。</p>
販路確保、販路開拓に向けた支援	<p>・（公財）栃木県農業振興公社内の栃木 6 次産業化サポートセンターでは、農産物の加工・商品化を支援し、新たな販路拡大をサポートする。</p>
地元農家や地域住民との交流促進の取組	<p>・年 1 回各地区県農業振興事務所単位で新規就農者、若手農業者の交流会を開催する。 ・青少年クラブ協議会（4H クラブ）では、地域貢献活動やイベント協力を行う。</p>
生活に関わる支援（住居のあっせん・手当、子育て支援等）	<p>【住居】 移住定住促進サイトベリーマッチとちぎ内にて市町の空き家情報を掲載している。 【子育て支援】 栃木県子ども政策課では、3 人以上の児童を育てている世帯の第 3 子以降の保育料及び副食費に対する助成を行っている。（各市町で実施）</p>

第 3 新規就農者育成総合対策 経営発展支援事業に係る都道府県が独自に設定する要件

栃木県内で独立・自営就農を行う者

第 4 県加算ポイントの設定

(1) 構成

「県加算ポイント」は新規就農者育成総合対策実施要綱別記 1（以下、実施要綱という）（別表 1）の 2 により算出し、新規就農者に求める取組事項に付する「県取組ポイント」と「交付対象者候補（※ 1）」に原則傾斜配分する「県加点ポイント」で構成する。

(2) 県取組事項とポイント

NO.	項目	取組項目	ポイント
1	環境負荷低減等の取組	①温室効果ガスの排出削減に資する技術を導入する（省エネに留意した適切な農業機械・装置・車両の使用、農場由来の温室効果ガス削減、ほ場への炭素貯留等）	1
		②GAP 認証（第三者確認を含む）を取得する	1
2	所得目標の向上	所得目標が 250 万円又は継承する経営の直近所得から 1 割増の額のうちいずれか高い額以上となっている	1
3	経営の法人化	農業経営を法人化する	1
4	収入保険等への加入	収入保険、収入減少影響緩和対策（ナラシ）、農業共済※、野菜価格安定制度のいずれかに加入する	1
合計（最大）			5

いずれも、事業実施年度の 4 年後の年度までに行う。

※実施要綱第 5 の 2（3）ウ（オ）の保険等は除く。

(3) 交付対象者候補の選定方法

「共通ポイント」と「県取組ポイント」の合計値が高い順に全ての「事業要望者（※2）」の優先順位付けを行い、県予算の範囲で「交付対象者候補」を選定する。

なお、同ポイントの場合には実施要綱第9の2（2）のイに準じて優先順位付けを行う。

(4) ポイント配分方法

上記（3）で選定された全ての「交付対象者候補」の「県取組ポイント」を「県加算ポイント」から差し引いた残ポイントである「県加点ポイント」を全ての「交付対象者候補」へ優先順位に従い原則傾斜配分する。

なお、「県取組ポイント」が「県加算ポイント」を上回る場合には、全ての「交付対象者候補」の「県取組ポイント」を圧縮して再設定する。

(5) その他

本資料に記載のない事態があった場合は、別途検討する。

(※1) 交付対象者候補・・・事業要望者のうち県から国へ提出される者

(※2) 事業要望者・・・市町から県に提出する要望者